

令和 6 年 9 月 5 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01332

研究課題名（和文）多様化する働き方に対応する被用者年金保険法の法理論的構造

研究課題名（英文）Legal Theoretical Structure of Employee Pension Insurance Law Responding to Diversified Work Styles

研究代表者

丸谷 浩介（MARUTANI, Kosuke）

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：10310020

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：多様化する働き方に公的年金がどのような対応をとるべきか。本研究は、まず社会保険法一般が働き方にどのような対応をとっているのかを確認した。その上で多様化する働き方の概要（自営化する雇用と雇用化する自営）の現状を踏まえて、被用者保険適用のメルクマールである使用関係と労働者性の相違に着目して研究を進めた。さらに雇用保険法が多様化する働きかたにいかなる対応を取っているのかを研究し、それが公的年金にどのような影響をもたらしているのかを検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究課題が開始されて間もなくコロナ禍となり、図らずとも働き方の多様化が促進された。従来型の働き方に対応する公的年金制度の限界を確認すると同時に、社会変動の中でも経路依存的法制度の維持と安心の提供の必要性を再認識させるに至った。これは社会保障法における剛構造と柔構造のあり方の問題であり、個人の権利と持続可能性の両立を目指す方向性を維持するものであったといえる。特に公的年金においては次期財政検証による大幅な制度改正が予想されるが、社会保障法学上の法規範がその指導理念になりうることを確認した。

研究成果の概要（英文）：How should public pensions respond to diversified ways of working? This study first confirmed how social insurance law in general responds to working styles. Then, based on an overview of the diversified ways of working, the study focused on the difference between the employer-employee relationship and the worker nature, which is the merkmal of employee insurance coverage. Furthermore, we studied how the employment insurance law responds to the diversifying ways of working, and examined what impact this has on public pensions.

研究分野：社会保障法

キーワード：働き方 年金 社会保障法

1. 研究開始当初の背景

日本の社会保障法は戦前にその端緒を持ち、戦後の日本国憲法の生存権規定を基礎とした方向性を先導するに至った。高度経済成長期に発展拡大をみた社会保障法制は、低成長期と人口減少社会を迎え、その成立基盤が揺らいでいる。これに加え、日本の社会保障法を支えてきた所与の前提条件が変化するに伴い、社会保障法学における規範理念も再考が迫られている。

近時の社会保障法学の議論では、社会保障法制の存在によって人々に安心感を提供することが個人の尊厳を基礎づけることに意義を見出す。つまり、日本国憲法における基本的人権を享有する主体性の基盤を獲得するために、社会保障法制が存在しているとする考え方が学界の支配的な理解を得つつある。

しかしながら、このような社会保障法制の安心提供機能については、近年 2 つの視点から疑問が投げかけられる。1 つは、公的年金が高齢期の所得保障として機能し続ける持続可能性への疑問である。もう 1 つは、非正規労働者の増加や働き方の多様化、あるいは家族形態の多様化に見られる、社会保障法制を成立させてきた社会的基盤の大きな変化である。

もっとも、社会保障制度は将来にわたって一定程度の機能を担う剛構造を持っているのであるし、現実の生活に対応することが容易な柔構造も併せ持っている。それではなぜ疑問が呈せられ、それに対する有効な解答を社会保障法学界が持ち得ていないのか。

その理由の一つは、社会保障制度が細分化した結果、各領域で閉じた規範論と法解釈論、立法政策論が論じられるようになり、制度相互間、関連領域法学、社会生活の変化といった、社会保障を取りまく環境との相互対話と、その応答に基づく自省が欠如していたことがある。これが現実化したのが上記の問題であり、申請者はこの法状況を踏まえて、社会保障法学とその他関連領域との間で対話しつつ、研究を深めてきた。これまでの学界における議論は、学術領域内部で閉じた議論に終始するか、十分な規範的論拠なしに関連領域との接合を志向するものが多く、その結果十分な成果を得られていたとはいえない状況にある。本研究は、「働き方」と「高齢期所得保障」に関する変化を分析の基軸に据え、法解釈学と立法政策論に関する基礎理論を踏まえて理論的且つ実践的な理論の構築を志向するものである。

2. 研究の目的

最終的な目的は、働き方の多様化を踏まえた新たな高齢期所得保障法制の規範理論を構築し、社会保障法学に基礎理論の新たな視座を提供して新たな分析枠組みを提示することであった。このため 社会保障法学を支えてきた基礎理論を踏まえ、 高齢期所得保障の規範的意義を再確認し、 働き方の多様化を踏まえた新たな所得保障法制の規範理論を構築することにより、 社会保障法学に基礎理論の新たな視座を提供し、 社会保障法学の新たな分析枠組みを提示することが目的である。

3. 研究の方法

本研究期間がコロナ禍に入ったため、当初研究方法とは大幅に異なる研究方法を採用せざるを得なかった。研究初年度は図書館利用等もままならなかったため、文献調査及びオンラインデータベース等を活用した下調べに従事した。これと同時に働き方の急激な変容が生じていたため、各国におけるその状況を比較検討しつつ、その動向を見守ることとなった。研究 2 年度もまた国内外調査が制約されたため、引き続き国内外の動向を文献及びオンライン資料を活用しつつ比較検討を行った。その成果はいくつかの論文で公表することができた。研究 3 年目は少しずつ国内外調査を行うことができるようになり、ロンドンでの短期現地調査を行うことができた。コロナ禍が落ち着きつつある中で働き方の変化は不可逆的であり、それに対応する公的年金制度の将来像を現実的に考察しなければならない時期となったこともあり、当初予定よりも 1 年度の研究期間を延長することとなった。最終年度はそれまでの研究成果を踏まえ、いくつかの論文等を公表する際の基本的な資料を作成するに至り、その一部は公表することができた。

4. 研究成果

(1) 研究の主な成果

下記の研究成果を得た。

【書籍】

山田晋・西田和弘・石田道彦・平部康子・丸谷浩介編、新たな時代の社会保障法、法律文化社、2022.07.

宮本太郎、阿部彩、千田航、野口定久、丸谷浩介、山口二郎、山崎望、川島佑介、本田由紀、

須田木綿子, 自助社会を終わらせるー新たな社会的包摂のための提言, 岩波書店, 「犯罪をした障害者を孤立させないために 『自立』から『依存』へ」 pp117-144, 2022.06.

【論文報告書】

- 丸谷浩介, 社会保険としての育児休業給付金, 週刊社会保障, 3220, 48-53, 2023.05.
- 丸谷浩介, 雇用保険の国庫負担, 季刊労働法, 278, 2-15, 2022.09.
- 丸谷浩介, 家計相談支援事業における生命保険を活用した生活困窮者への法的介入, 生命保険論集, 220, 101-131, 2022.09.
- 丸谷浩介, 双極性障害の障害年金認定, 週刊社会保障, No.3162, 48-53, 2022.03.
- 丸谷浩介, 年金支給開始年齢引き上げが意味するもの, 社会保障法研究, 14, 107-135, 2021.08.
- 丸谷浩介, フリーランスの所得保障, 季刊個人金融, 16, 2, 62-71, 2021.08.
- 丸谷浩介, マルチジョブホルダーの年金, 年金と経済, 40, 2, 10-17, 2021.07.
- 丸谷浩介, 70歳雇用社会に向けた社会保障法と労働法の相互作用, 企業年金, 40, 6, 18-21, 2021.07.
- 丸谷浩介, 最賃国際比較 日本の「ユニークさ」, ひろばユニオン, 712, 33-37, 2021.06.
- 丸谷浩介, コロナ禍におけるイギリス社会保障法と労働施策の対応, 労働法律旬報, 1975=76, 61-66, 2021.01.
- 丸谷浩介, イノベーティブな共生社会に向けた社会保障法, 社会保障法, 36, 98-111, 2021.03.
- 丸谷浩介, 第二のセーフティネットとしての特定求職者支援法, 日本労働研究雑誌, 726, 47-58, 2021.01.
- 丸谷浩介, 全国健康保険協会支部評議会の12年, 週刊社会保障, 3098, 48-53, 2020.12.
- 丸谷浩介, フリーランスへの失業保険 リスクは社会化されたのか, 法律時報, 92, 12, 74-79, 笠木映里ほか編『新型コロナウイルスと法学(法律時報増刊)』(日本評論社, 2021年) pp80-86, 2020.11.
- 丸谷浩介, 趣旨説明: ソーシャルワークに法はどう向き合うかーイギリス法の経験からー, 社会保障法 39号 pp123-126, 2023.12.
- 丸谷浩介, 純粹持株会社の労組法上の使用者性: 国・中労委(昭和ホールディングスほか)事件, 社会保険労務士ふくおか Vol.168, pp26-29, 2023.08.
- 丸谷浩介, 労災保険特別加入者の業務災害該当性, やまぐちの労働 No.683, pp08-09, 2023.07.
- 丸谷浩介, 民法上の配偶者が中小企業退職金共済法 14条1項1号及び企業年金等規約にいう配偶者に当たらない場合, 判例評論 767号 pp16-19, 2023.02.
- 丸谷浩介, 書評: 林健太郎『所得保障法制成立史論 イギリスにおける「生活保障システム」の形成と法の役割』(信山社, 2022), 社会保障法 38号 pp201-203, 2022.12.
- 丸谷浩介, 最低賃金はどのように決まっているのか, 社会保険労務士ふくおか Vol.165 pp244-27, 2022.11.
- 丸谷浩介, 団体交渉応諾命令と労働委員会の裁量 山形県・県労委(国立大学法人山形大学)事件・最判令和4年3月18日, 法律時報 94巻11号, pp148-151, 2022.10.
- 丸谷浩介, 団体交渉における資料提示: 不当労働行為救済命令取消請求事件・名古屋地判令3・8・30中労委DB, やまぐちの労働 671号 pp8-9, 2022.07.
- 丸谷浩介, 業務委託契約者の健康保険被保険者資格ーNOVA事件, 社会保険労務士ふくおか Vol162, pp26-29, 2022.01.
- 丸谷浩介, 社会保障法をどう学ぶのか, 法学セミナー804号 pp39-44, 2022.01.
- 丸谷浩介, 犯罪をした知的障害者の社会復帰支援(趣旨説明), 日本社会保障法学会誌 37号 pp131-135, 2021.12.
- 丸谷浩介, ひとり親障害者の児童扶養手当と障害基礎年金の併給禁止 京都地裁令和3年4月16日判決(児童扶養手当支給停止処分取消請求事件 京都地方裁判所 2019(令和元)年(行ウ)第12号)の不合理性, 賃金と社会保障 1788号 pp33-50, 2021.10.
- 江口隆裕・島崎謙治・岩村正彦・菊池馨実・新田秀樹・丸谷浩介, 社会保障法研究と政策に携わって 江口隆裕先生・島崎謙治先生を囲んで, 社会保障法研究, 14号 pp47-105, 2021.08.
- 丸谷浩介, 雇用安定事業による助成金の法的性格 株式会社アイアップ事件・東京地判令和2年3月26日LEX/DB, やまぐちの労働 659号 pp6-7, 2021.07.
- 丸谷浩介, 労災による休業労働者の厚年法・健保法被保険者資格 裁決取消請求事件・平成30年(行ウ)第459号・東京地判令和2年7月31日LEX/DB25585488, 社会保険労務士ふくおか 159号 20-24頁, 2021.04.
- 丸谷浩介, 老齢年金減額の違憲性, やまぐちの労働 650 pp06-07, 2020.10.

(2)得られた成果の国内外における位置付けとインパクト

以上の成果により、働き方の変化に社会保障法が如何なる対応を持ってきたか、という点においては、非正規労働者への社会保険適用拡大が望ましいものとされてきたことに終始しており、その規範的な検討が手薄であったけれども、本研究は社会保険法のリスク構造分析を通じて社会化されたリスクの観点から反省が迫られていることを指摘し、学界で一定程度の認識を得た。

働き方の変化に社会保障法がどのように対応すべきか、という点においては、これまで日本の学説では社会保険（被用者保険、労働保険）の地域保険に対する優位性があることを念頭に、その適用拡大をすべきとの議論が多く見られたが、本研究はより根源的に、保険を構成する社会の領域を見直すことにより再構成すべきと主張し、いくつかの国内論文で参照された。働き方の変化に年金保険が対応すべき論点としては、被用者保険適用拡大における障壁の除去について議論され、実際にいくつかの政策が採用されたが（「年収の壁支援強化パッケージ」など）将来のあり方につ知恵その方向性について規範的に再検討すべきことを主張し、一定程度理解されたのではないかと考えている。

(3) 今後の展望

働き方の変化に年金保険が対応すべき論点としては、被用者保険適用拡大における障壁の除去について議論され、実際にいくつかの政策が採用されたが（「年収の壁支援強化パッケージ」など）高年齢所得保障における国家・使用者・被保険者・家族（被扶養者）の役割を再検討しつつ大規模な変革が必要であることを指摘するにとどめた。この点は試論に過ぎず、今後の検討課題として残された。また、公的年金にとどまらず、働き方の変化が社会保障制度全般に及ぼすべき影響について検討が必要であり、さらに社会保障法が働き方に変化を強いるべきであるのかどうか、そうであるとするならばその規範的根拠は何かを検討する必要性が強まった。この点も今後の課題となった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計32件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 丸谷浩介	4. 巻 39
2. 論文標題 趣旨説明：ソーシャルワークに法はどう向き合うかーイギリス法の経験からー	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 社会保障法学会誌	6. 最初と最後の頁 123 - 126
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷浩介	4. 巻 168
2. 論文標題 純粋持株会社の労組法上の使用者性：国・中労委（昭和ホールディングスほか）事件	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 社会保険労務士ふくおか	6. 最初と最後の頁 26 - 29
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷浩介	4. 巻 683
2. 論文標題 労災保険特別加入者の業務災害該当性	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 やまぐちの労働	6. 最初と最後の頁 08 - 09
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷浩介	4. 巻 767
2. 論文標題 民法上の配偶者が中小企業退職金共済法14条1項1号及び企業年金等規約にいう配偶者に当たらない場合	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 判例評論	6. 最初と最後の頁 16-19
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷 浩介	4. 巻 3220
2. 論文標題 社会保険としての育児休業給付金	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 週刊社会保険	6. 最初と最後の頁 48-53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷 浩介	4. 巻 278
2. 論文標題 雇用保険の国庫負担	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 季刊労働法	6. 最初と最後の頁 2, 15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷 浩介	4. 巻 220
2. 論文標題 家計相談支援事業における生命保険を活用した生活困窮者への法的介入	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 生命保険論集	6. 最初と最後の頁 101, 131
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷 浩介	4. 巻 767
2. 論文標題 民法上の配偶者が中小企業退職金共済法14条1項1号及び企業年金等規約にいう配偶者に当たらない場合	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 判例評論	6. 最初と最後の頁 16, 19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷浩介	4. 巻 38
2. 論文標題 書評：林健太郎『所得保障法制成立史論 イギリスにおける「生活保障システム」の形成と法の役割』（信山社，2022）	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 社会保障法	6. 最初と最後の頁 201,203
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷浩介	4. 巻 165
2. 論文標題 最低賃金はどのように決まっているのか	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 社会保険労務士ふくおか	6. 最初と最後の頁 244,247
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷浩介	4. 巻 94.11
2. 論文標題 団体交渉応諾命令と労働委員会の裁量 山形県・県労委（国立大学法人山形大学）事件・最判令和4年3月18日	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 148,151
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷浩介	4. 巻 671
2. 論文標題 団体交渉における資料提示：不当労働行為救済命令取消請求事件・名古屋地判令3・8・30中労委DB	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 やまぐちの労働	6. 最初と最後の頁 8,9
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷浩介	4. 巻 3163
2. 論文標題 双極性障害の障害年金認定	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 週刊社会保障	6. 最初と最後の頁 48, 53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷浩介	4. 巻 14
2. 論文標題 年金支給開始年齢引き上げが意味するもの	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 社会保障法研究	6. 最初と最後の頁 107, 135
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷浩介	4. 巻 16.2
2. 論文標題 フリーランスの所得保障	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 季刊個人金融	6. 最初と最後の頁 62,71
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷浩介	4. 巻 40.2
2. 論文標題 マルチジョブホルダーの年金	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 年金と経済	6. 最初と最後の頁 10,17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷浩介	4. 巻 40.6
2. 論文標題 70歳雇用社会に向けた社会保障法と労働法の相互作用	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 企業年金	6. 最初と最後の頁 18,21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷浩介	4. 巻 712
2. 論文標題 最賃国際比較 日本の「ユニークさ」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ひろばユニオン	6. 最初と最後の頁 33,37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷浩介	4. 巻 162
2. 論文標題 業務委託契約者の健康保険被保険者資格—NOVA事件	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 社会保険労務士ふくおか	6. 最初と最後の頁 26,29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷浩介	4. 巻 804
2. 論文標題 社会保障法をどう学ぶのか	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 39,44
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷浩介	4. 巻 37
2. 論文標題 犯罪をした知的障害者の社会復帰支援	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本社会保障法学会誌	6. 最初と最後の頁 131,135
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷浩介	4. 巻 1788
2. 論文標題 ひとり親障害者の児童扶養手当と障害基礎年金の併給禁止 京都地裁令和3年4月16日判決 (児童扶養手当支給停止処分取消請求事件 京都地方裁判所2019 (令和元) 年 (行ウ) 第12号) の不合理性	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 賃金と社会保障	6. 最初と最後の頁 33,50
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 江口隆裕・島崎謙治・岩村正彦・菊池馨実・新田秀樹・丸谷浩介	4. 巻 14
2. 論文標題 社会保障法研究と政策に携わって 江口隆裕先生・島崎謙治先生を囲んで	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 社会保障法研究	6. 最初と最後の頁 47,105
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷浩介	4. 巻 659
2. 論文標題 雇用安定事業による助成金の法的性格 株式会社アイアップ事件・東京地判令和2年3月26日LEX/DB	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 やまくちの労働	6. 最初と最後の頁 6,7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷浩介	4. 巻 159
2. 論文標題 労災による休業労働者の厚年法・健保法被保険者資格 裁決取消請求事件・平成30年（行ウ）第459号・東京地判令和2年7月31日LEX/DB25585488	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 社会保険労務士ふくおか	6. 最初と最後の頁 20,24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷浩介	4. 巻 36
2. 論文標題 イノベーティブな共生社会に向けた社会保障法	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 社会保障法	6. 最初と最後の頁 98 111
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷浩介	4. 巻 1975-76
2. 論文標題 コロナ禍におけるイギリス社会保障法と労働施策の対応	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 労働法律旬報	6. 最初と最後の頁 61 66
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷浩介	4. 巻 726
2. 論文標題 第二のセーフティネットとしての特定求職者支援法	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 日本労働研究雑誌	6. 最初と最後の頁 47 58
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷浩介	4. 巻 3098
2. 論文標題 全国健康保険協会支部評議会の12年	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 週刊社会保障	6. 最初と最後の頁 48 53
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷浩介	4. 巻 92
2. 論文標題 フリーランスへの失業保険ーリスクは社会化されたのか	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 74 79
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷浩介	4. 巻 650
2. 論文標題 老齡年金減額の違憲性	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 やまぐちの労働	6. 最初と最後の頁 6 7
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 丸谷浩介	4. 巻 156
2. 論文標題 雇用保険に加入しない損害賠償が認められるか? 大阪地判令1・11・1賃金等請求事件	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 社会保険労務士ふくおか	6. 最初と最後の頁 28 31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 丸谷 浩介
2. 発表標題 ソーシャルワークに法はどう向き合うか イギリス法の経験から
3. 学会等名 日本社会保障法学会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 山田 晋、西田 和弘、石田 道彦、平部 康子、丸谷 浩介、松本 勝明、阿部 和光、石橋 敏郎、原田 啓一郎、木村 茂喜、柴田 滋、伊奈川 秀和、増田 雅暢、笠木 映里、高倉 統一、星野 秀治、福島 正剛、廣田 久美子	4. 発行年 2022年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 314
3. 書名 新たな時代の社会保障法	

1. 著者名 宮本太郎, 阿部彩, 千田航, 野口定久, 丸谷浩介, 山口二郎, 山崎望, 川島佑介, 本田由紀, 須田木綿子	4. 発行年 2022年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 334
3. 書名 自助社会を終わらせるー新たな社会的包摂のための提言	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------